

区内 認可外保育施設 設置者 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長
渡邊 政基

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の設置する認可外保育施設について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和 2 年 3 月 9 日 31 世保認調第 1 2 3 6 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号の規定により、罰則が適用される場合があります。また、報告の有無に関しては、世田谷区ホームページ等で公開される予定ですのでご承知おきください。

記

1 提出書類

様式（別記第 4 号様式）は区ホームページに掲載しています。

※必ず今年度の様式を使用してください。

【ページ I D : 1 5 3 3】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1533.html>

（添付書類）

	提 出 書 類	(※)
1	運営状況報告（別記第 4 号様式）・職員名簿 <u>※別記第 4 号様式は Excel のままご提出ください</u>	◎
2	配置図（隣接している建物、接道がわかるもの）	◎
3	平面図（保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること）	◎
4	シフト表	◎
5	有資格者（保育士、看護師、准看護師、保健師、助産師）の資格が確認できる書類の写し	◎
6	研修受講証の写し （※ 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設は必須）	○
7	入所児童に関する保険の契約書類（保険証書）の写し	○
8	料金表	○
9	パンフレット、しおり	○
10	企業主導型保育事業助成決定通知書 （※企業主導型保育事業の助成決定を受けている場合は <u>必須</u> ）	○

※「◎」：必須 「○」：提出できる場合のみ

2 基準日

令和8年10月1日

※10月1日が休園日となる場合は、翌開園日を基準日としてご記入ください。

3 提出期限

令和8年10月30日（金）（電子申請・郵送必着）

4 提出方法

原則、LoGo フォームによる電子申請をご利用ください。

LoGo フォーム URL <https://logoform.jp/form/JqMJ/1126990>

※電子申請ができない場合は、封筒の表面に「運営状況報告書在中」と記載の上、担当までご郵送ください。

5 その他

以下の場合は世田谷区ホームページより別途速やかに届け出てください。

【ページID：1595】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1595.html>

（1）届出事項に変更が生じた場合

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
- ⑥ その他の事項

（2）休止中または廃止済みの場合

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（届出）

電話 03（5432）2224